

「解体工事業」の監理技術者資格者証を取得希望の方へ

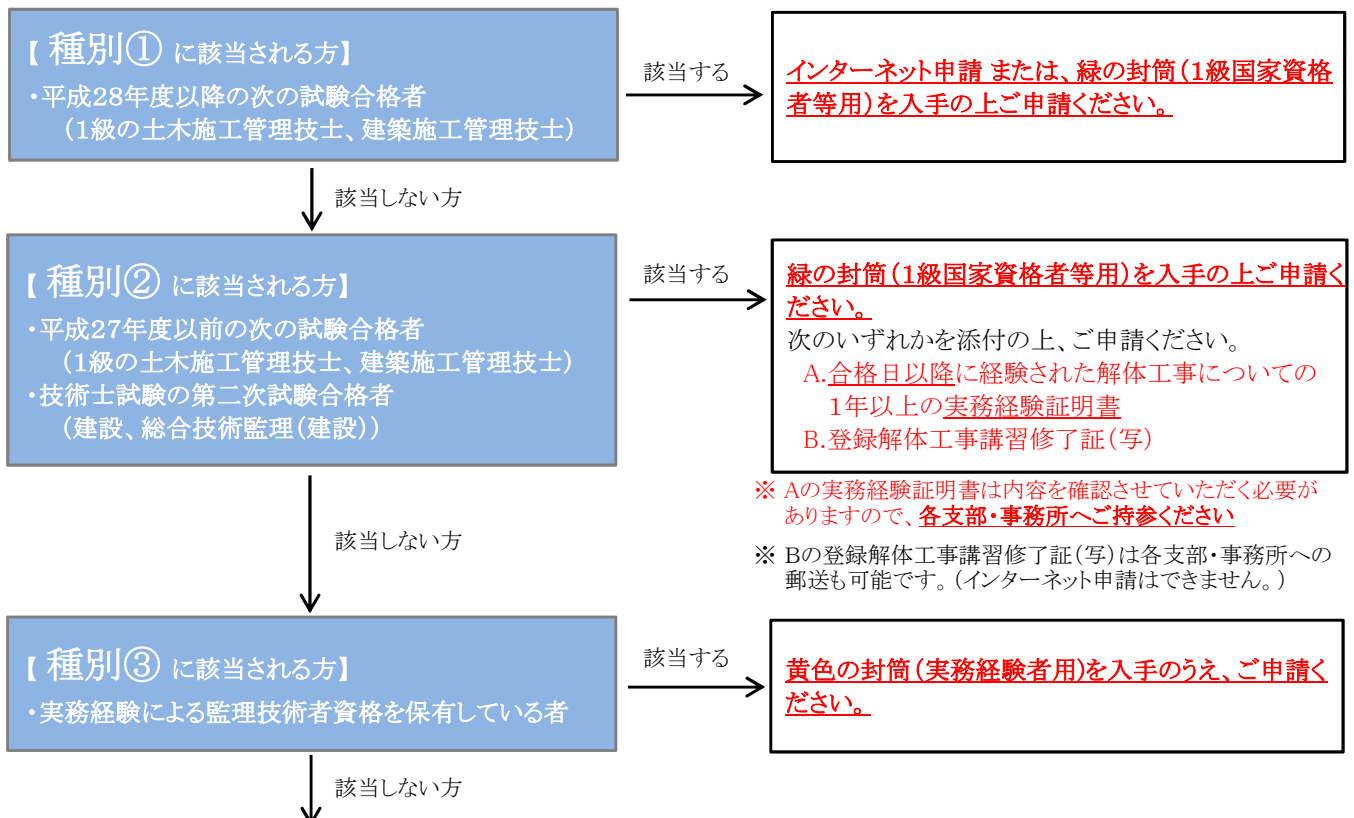
【STEP1】 次の表は資格要件です。ご自身に該当する種別をご確認ください

種別	試験・資格等	講習修了・実務経験の要否		
①	1級土木施工管理技士	平成28年度以降の試験合格者	必要なし	
	1級建築施工管理技士			
②	1級土木施工管理技士	平成27年度以前の試験合格者	講習修了*1 又は 合格後1年以上の実務経験	
	1級建築施工管理技士			
	技術士(建設、総合技術監理(建設))			
③	2級土木施工管理技士(土木)*2	2年以上の指導監督的実務経験		
	2級建築施工管理技士(建築、躯体)*2			
	とび技能士(1級、2級(合格後3年の実務経験))			
	解体工事施工技士			
	大学(指定学科*3)卒業後			3年以上の実務経験
	高等学校(指定学科*3)卒業後			5年以上の実務経験
	その他			10年以上の実務経験
	土木工事業及び解体工事業の建設工事に12年以上の実務経験を有し、うち解体工事業の建設工事に8年超の実務経験			
	建築工事業及び解体工事業の建設工事に12年以上の実務経験を有し、うち解体工事業の建設工事に8年超の実務経験			
とび・土工工事業及び解体工事業の建設工事に12年以上の実務経験を有し、うち解体工事業の建設工事に8年超の実務経験				

(注) 実務経験は、特段の記述がないものは「解体工事」に係る建設工事に係る実務経験。

- *1 「講習修了」は、国土交通大臣の登録を受けた機関が実施する登録解体工事講習を修了した方。
- *2 平成27年度以前の試験合格者は、講習修了*1又は合格後1年以上の実務経験も必要となります。
- *3 解体工事業に係る指定学科は、「土木工学」又は「建築学」に関する学科となります。

【STEP2】 次のフロー図より該当の申請方法をご確認ください



※ Aの実務経験証明書は内容を確認させていただく必要がありますので、各支部・事務所へご持参ください
 ※ Bの登録解体工事講習修了証(写)は各支部・事務所への郵送も可能です。(インターネット申請はできません。)

資格要件を満たさないため解体工事業の監理技術者資格者証の申請はできません。